Compliance Handbook

SHIONOGI コンプライアンス ハンドブック

第6版

コンプライアンス ハンドブックの改訂にあたり

今回の第 6 版「SHIONOGI コンプライアンス ハンドブック」は、SHIONOGI ファミリー一人ひとりにコンプライアンスの重要性を理解・認識していただき、迷った時の道標（みちしるべ）として活用いただけるようにとの思いを込めて作りました。

SHIONOGI の本格的なコンプライアンス活動は 2001 年から始まり 20 年が経ちましたが、残念ながらコンプライアンス遵守の意識が社内に十分に浸透しているとは言い難い状況と言わざるを得ません。その一方で、様々な環境変化を通じて、社会から求められるコンプライアンスの種類は日々多様化し、遵守すべき行動のレベルもより厳格になってきています。さらには、こうした多様化、厳格化は不可逆的であり「過去は大丈夫だった」という言い訳は全く通用しない時代になっています。

本ハンドブック第 6 版はまさにそのような変化を反映しつつ、従業員の皆さんが身近に感じ取れる内容にすることを意識して作成されました。具体的には、今回の改訂では従業員 “一人ひとり”のコンプライアンスに対する考え方・価値観を反映させるために、それぞれのテーマに対して私たち従業員がどのように行動していくのかを『私たちの決意』という形で職場ごとに表現していただき、それらをまとめました。

職場でコンプライアンスの話し合いをする際には、是非このハンドブック第 6 版を開いていただき、自分たちが決意したことや他部署の仲間が決意したことを議論のテーマ・ポイントの設定に役立たせてください。そして仲間とコンプライアンス意識を共有することで、自身の考え方に多様性を持たせ、私たちの決意を行動に移しましょう。

経営理念

SHIONOGI グループは、「SHIONOGI は、常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という、企業活動の目的を「基本方針」の冒頭に掲げています。これは未来永劫にゆるぎない経営理念であり、SHIONOGI のあるべき姿や社会的存在価値を示すものです。この「基本方針」を具現化するため、SHIONOGI グループで働く全従業員の日々の活動の規範として「行動憲章」を制定し、世界中の人々の健康の維持増進と快適な生活の実現に貢献する企業集団として、より良いヘルスケアの未来を創り出し、患者さまや医師をはじめとする医療関係者の皆さま、株主や投資家の皆さま、ならびに社会全体の課題解決を目指し、事業活動を通じて持続可能で健全な社会の実現に貢献します。

Heritage（SHIONOGI の基本方針）

SHIONOGI の目的

SHIONOGI は、常に人々の健康を守るために 必要な最もよい薬を提供する。

そのために

益々よい薬を創り出さねばならない。
益々よい薬を造らねばならない。
益々よい薬を益々多くの人々に知らせ、使って貰わねばならない。
創り、造り、売ることを益々経済的にやりとげねばならない。

そのために

SHIONOGI の人々のあらゆる技術が日々休むことなく 向上せねばならない。
SHIONOGI の人々が、人間として日々休むことなく 向上しなければならない。

その結果

SHIONOGI の人々は日々の仕事と生活に益々生甲斐を覚える。
SHIONOGI の人々の生活の仕方が益々改善せられる。
SHIONOGI の人々の生活が益々豊かになる。

（1957 年 1 月制定）

経営理念

SHIONOGI グループ行動憲章

SHIONOGI は、世界中の人々の健康の維持増進と快適な生活の実現に貢献する企業として、より良いヘルスケアの未来を創り出し、患者さまや医師をはじめとする医療関係者の皆さま、株主や投資家の皆さま、ならびに社会全体の課題解決に貢献します。また、激しい外部環境変化の中においても、SHIONOGI は靭（しな）やかに適応し、ステークホルダーの要請に応えるため、事業活動を通じて持続可能で健全な社会の実現に貢献します。経営層は、本憲章の精神を具体的行動として自ら率先垂範し、SHIONOGI のすべての人々に本憲章を周知徹底します。また、SHIONOGI は、すべてのビジネスパートナーにも本憲章への賛同を求めていく事をここに誓約します。

1. 持続可能な経済成長と健康に関わる社会的課題の解決

独創的・革新的な医薬品の創製･開発およびトータルヘルスケアに取り組み、イノベーション創出を通じて社会に有用で品質、安全性、医療経済性に優れた製品・サービスを提供します。

2. 患者さまや医療関係者をはじめとする顧客との信頼関係

SHIONOGI が提供する製品・サービスの適正使用を推進するため、品質・安全性・有効性に関する科学的に裏付けられた情報を正確に提供するとともに、誠実なコミュニケーションを行います。

3. 公正な事業慣行

公正で自由な競争に基づいた適正な取引を促進します。また、政治、行政等と透明かつ健全な関係を保ちます。

4. 適切な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

企業情報をわかりやすく、公平かつ適時適正に開示し、ステークホルダーとの誠実な対話を通じた信頼関係の構築により、企業価値の向上を図ります。

5. 人権の尊重

国際規範に則った人権を理解、尊重し、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権を擁護します。

6. 働き方改革、職場環境の充実

SHIONOGI のすべての人々の個性を尊重し、個々のキャリア形成・能力開発を支援するとともに、健康経営を推進し、安心・安全な職場環境を整えることで、多様な働き方と身体的、精神的、社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）を実現します。

7. 環境問題への取り組み

すべての活動において地球環境の保全、資源の保護、自然環境との調和に配慮し、持続可能な地球環境および社会を目指し主体的に行動します。

8. 社会参画と発展への貢献

文化・慣習を尊重して社会貢献活動を積極的に行うことにより地域社会や国際社会の持続的発展に寄与します。

9. 危機管理の徹底

市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体との関係を遮断します。また、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等に備え、組織的な危機管理を徹底します。

経営理念

10. 倫理的で責任ある行動：コンプライアンス

コンプライアンスが企業の存続・発展に不可欠であることを認識し、法律・規則のみならず社会規範を遵守し、倫理的で責任ある行動をとります。SHIONOGI のすべての人々は、社会から高く信頼される企業のエクセレントビジネスパーソンとして、コンプライアンスを日々の活動で実践します。

（1998 年 4 月制定）
（2012 年 4 月改定）
（2021 年 1 月改定）

Vision（2030 年に SHIONOGI が成し遂げたいこと）

『新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す』

SHIONOGI ファミリーが一丸となって

- 創造力と専門性の進化でイノベーションを起こし、プラットフォームを協創する核となる
- 画期的な製品を適正な品質と価格で、正しい情報と共に世界中に届ける
- SDGs の達成に取り組み、誰もが病気や苦しみに困らない日々の実現に貢献する

Vision を達成するための戦略

「Shionogi Transformation Strategy 2030（STS2030）」

Values（Vision 達成に不可欠な価値観）

コンプライアンスの徹底

社会の信頼に応えるために、誠実・正確・公正・透明を徹底する

既成概念の打破による進化

常識にとらわれることなく先を見通し、柔軟かつ斬新な発想を生み出し続ける

不屈の精神による貫徹

競争視点を持って高い目標を常に掲げ、諦めず必ずやり遂げる

多様性の尊重

個々の違いを認め、強みを活かしともに切磋琢磨することで、相乗効果を生み出す

社会への貢献と共存

社会の一員として社会の課題に向き合い、人々の生活改善や地球環境の維持に貢献する

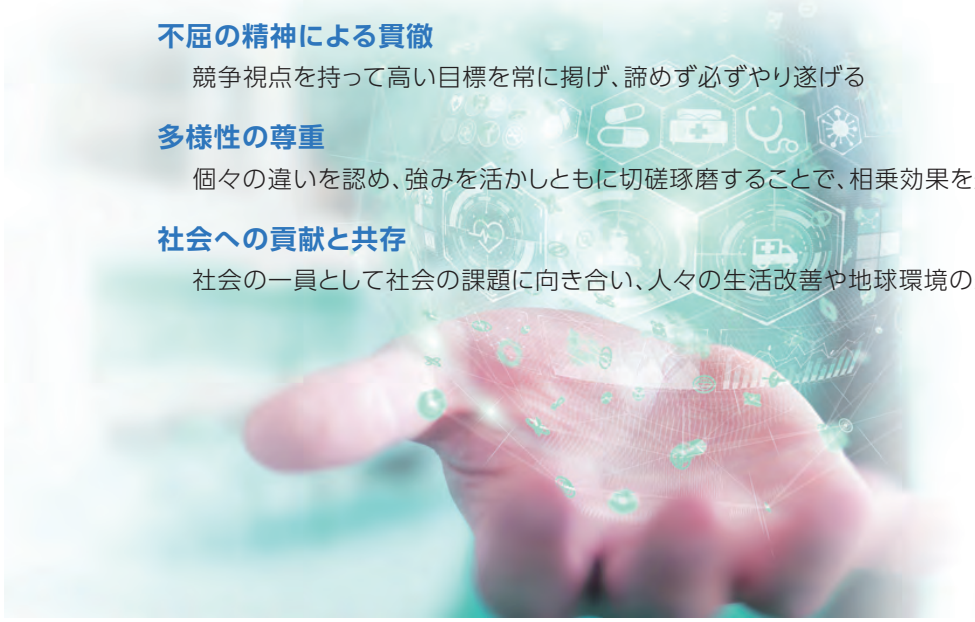

SHIONOGIグループ コンプライアンスポリシー

Ⅰ. 前文(目的)

SHIONOGIでは、「SHIONOGIの基本方針」の下、その活動範囲をグローバルに拡大しており、その多様な国際的な活動は、グループ全体(SHIONOGIグループ)として一体感を保ちながらそれぞれ有機的に機能し、倫理的にかつ適法に運営されなければなりません。
SHIONOGIグループではコンプライアンスを事業活動の基盤としており、そのグループ行動憲章の中でも倫理的で責任ある行動:コンプライアンス(第10章)を定めています。
そのために、SHIONOGIはここにコンプライアンスポリシーを宣言します。

Ⅱ. 適用範囲

本ポリシーは、SHIONOGIグループの会社および所属する全ての人に適用します。

Ⅲ. SHIONOGIグループにおけるコンプライアンス

SHIONOGIグループにおけるコンプライアンスは、法律、規則、規制等の遵守に留まらず、社会規範の遵守、更には企業・社会人としての倫理的行動をも含むものです。

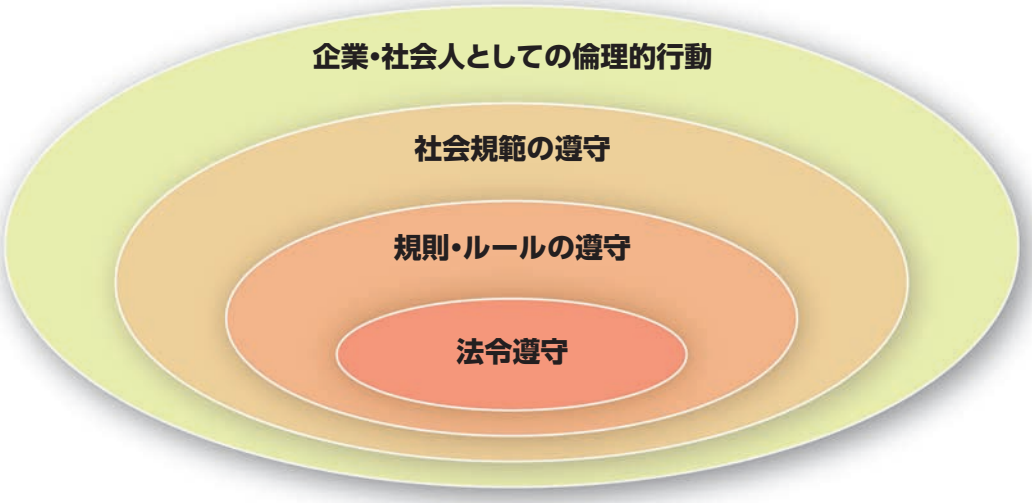

Ⅳ. SHIONOGIグループにおけるコンプライアンスの推進

SHIONOGIグループは、次の方針に則り、コンプライアンスを誠実に推進します。

- 社会から尊敬される会社となることを目指します。
- その構成員たるSHIONOGIグループに所属する全ての人も倫理的に適切な行動を取ります。
- その構成員たるSHIONOGIグループに所属する全ての人は、コンプライアンスの徹底のために、適正な判断を下すための方法と手順を踏んだ上で、適正な行動を取ります。
- SHIONOGIグループを取り巻く社会的状況や法令等の施行状況を考慮して、本ポリシーの精神および基本的な考えを反映したコンプライアンス ハンドブック、行動指針等をそれぞれに作成し、コンプライアンスの浸透を図ります。

会社の決意　社長メッセージ

コンプライアンス委員会委員長の手代木です。

コンプライアンスハンドブック第 6 版の発行にあたり、現在私がコンプライアンスについて考えていることをお伝えしようと思います。

前回の改訂から約 3 年が経過し、SDGs という言葉が世界で共通言語として用いられるようになり、企業活動そのものによる社会課題の解決が語られるようになりました。SHIONOGI においても HaaS（Healthcare as a Service）創造企業の実現を宣言し、社会課題の解決に向き合っています。またこのビジョンを実現するための戦略である STS2030 を策定し、「Transformation」をキーワードに新たな成長を達成するための戦略を定めました。
一方で、SHIONOGI 以上に世の中は加速度的に変化しています。AI 技術の目覚ましい進歩、世界情勢の急激な変化は、私たちの想像を越えて短期間で働き方、価値観に対して大きな影響をもたらし、COVID-19 のパンデミックはこの動きをさらに加速させることになりました。

そのような中において私たちは歩みの方向性を明確にするための規範・精神として行動憲章を改定しました。また活動を進めるための仕組みとして、意思決定の Transparency と Traceability を明確にしました。事業活動においては中国平安保険との資本業務提携など新たな挑戦をスタートさせ、米国、欧州、アジアでの活動も拡大し、ワクチン事業はこれまでに経験のないスピードで進めています。また、販売活動においてはコロナ禍において、販売情報提供ガイドラインの発出下で情報提供の仕組み、内容を大きく変化させました。

私たちはこれからも変革に挑戦し続けていきますが、如何なる場合であってもそれらの活動の礎にコンプライアンス遵守があることを今一度強く意識していただきたいと思います。今までももちろんですが、今後はますます会社の成長とコンプライアンス遵守は両立させることが当たり前になっていきます。SHIONOGI ファミリーの一人ひとりが、グローバル企業の一員としての自覚をもって業務に取り組んでいくと同時に、コンプライアンスについてもグローバル基準を満たさなければなりません。そして何回も繰り返しお伝えしているとおり、SHIONOGI にとってのコンプライアンス遵守は法令遵守では不十分です。世界に通用する「エクセレントビジネスパーソン」になっていただかなければなりませんが、そのためには不断の努力が必要です。変化に対し靭やかに適応する力、すなわちコンプライアンスリスクを事前に予測し、対応するスピード感を私たちは身に付ける必要があります。しかしこれは、自分の行動がルール・倫理的に反していないか、上司、同僚、家族に胸を張って言える誠実な行動なのかを常に自分自身に問いかけることを習慣化させることで育まれていきます。特別なことではないのです。

今回のハンドブック第 6 版は皆さんにコンプライアンスリスクを自分ごととして捉え、上司や職場の仲間と議論を交わしていただいた結晶です。コンプライアンス責任者、推進者、マスターを中心に各職場の同僚と議論を交わすことを習慣化し、「コンプライアンス違反を未然に察知できる職場」を目指しましょう。

以上

代表取締役会長兼社長 CEO
手代木　功

目次

コンプライアンス ハンドブックの改訂にあたり 1
SHIONOGI の経営理念 2
・SHIONOGI Group Heritage (SHIONOGI の基本方針)
・SHIONOGI グループ 行動憲章 3
・SHIONOGI Group Vision 4
・SHIONOGI Group Values
SHIONOGI グループ コンプライアンスポリシー 5
会社の決意 6
目次 7

コンプライアンスの重要性と位置付け 9
コンプライアンスの遵守手順（ハンドブックの活用） 11
通報窓口への連絡と相談 12

1. 社会との関係
1. 一人の社会人として 14
a. ソーシャルメディアの利用 15
2. 人権の尊重 16
3. 環境保護 17
4. 適切な情報発信 18
5. 社会貢献の推進 19
6. 公務員との関係 20
7. 寄附・政治献金の規制 21
8. 反社会的な勢力・団体への対応 22
9. 国際基準、海外の法令への対応 23
a. 現地文化の尊重 24
10. 企業活動の透明性確保 25

2. SHIONOGI の職場環境
1. 安全と衛生のための取り組み 27
2. 労働関連法遵守のための取り組み 28
3. ハラスメントの無い職場 29
4. ダイバーシティを尊重する職場 30

3. SHIONOGI の事業活動
1. 研究活動 32
a. 創薬研究
b. 非臨床試験 33
c. 研究試料・法規制物質の取扱い 34
d. 動物の利用 35
2. 開発活動 36
a. 臨床研究
b. 臨床試験データの透明性 37

目次

3. 製造活動 38
a. 製造
b. 製品の品質と安全性の確保 39
4. 流通・調達活動 40
a. 原材料・資材等の調達・製品仕入
b. 物流・輸出入 41
5. 販売活動 42
a. 医療用医薬品の情報提供活動
b. OTC 医薬品の情報提供活動 43
c. 安全管理情報収集活動 44

4. 取引先との関係
1. 外部との契約に基づく権利・義務の履行 46
2. 公正な競争 47
3. 賄賂および汚職行為の禁止 48
4. 接待・贈答の制限 49
5. 利益相反 50

5. 株主・投資家との関係
1. 株主・投資家との対話 52
2. 公正な情報開示 53
3. 利益供与 54

6. SHIONOGI の資産
1. 会社財産 56
2. 会計記録と財務報告 57
3. 情報資産 58
a. 知的財産権 59
b. 秘密情報 60
c. 個人情報 61
d. インサイダー取引規制 62

7. 違反への対処

関係法令等の正式名称 64

コンプライアンスの重要性と位置付け

「コンプライアンス（compliance）」の語源は、英語の動詞 comply で「命令・要求に応じる・従う」を意味します。日本では「法令遵守」という意味で使われ、言葉通りに解釈すると『（法律、政令、省令などの）法令を遵守すること』になります。しかしながら、そのような意味だけならば、「コンプライアンス」を殊更に取り上げる必要はありません。SHIONOGI の考える「コンプライアンス」は、単に法律、政令、省令などの法令、業界の自主基準やガイドライン、社内規程やマニュアルといった規則・ルールを守ることだけを指すのではなく、社会の道徳や常識などの社会規範を守り、企業・社会人としての倫理的行動をとることまでも含まれます。社会人として、あるいは企業として、常に公正な行動をすることが求められるという広い意味をもっています。

一方、近年の相次ぐ企業不祥事を背景として、企業は経営者によるリスク管理、社内外からの監視・監督機能の強化、決算書などの財務報告の信頼性の確保などが求められています。例えば、会社法・金融商品取引法では内部統制システムを整備することが義務付けられ、そのような体制の構築・運用をする必要があります。コンプライアンスはその重要な基盤となっているのです。即ち、コンプライアンスとはルールを守るという受動的な行動だけでなく、社会からの要請や期待に応えるという能動的な行動を求められるものなのです。

近年では社会の企業に対する要請・期待が高まっていることから、この期待を裏切るような行動は、法的制裁や社内処分（懲戒処分など）だけでなく、業績悪化のような社会的制裁をより強く受けるようになってきています。最近では、製品の品質に関わる違反を起こした事案に代表されるように、生命関連製品を扱う製薬企業にとってあってはならない事件も発生しています。

製薬企業で働くということは、

❶人命や健康にも関わる医薬品を取り扱う責任が重い職業に就いているということ
❷ひとつ間違うと人命や健康に関わる重大な問題を引き起こしてしまうということ
❸良い薬を創り出し、良い薬を造り、多くの人に使ってもらい、世界の人々の福祉と医療の向上に貢献し、健康で質の高い生活の実現に寄与するということ

であり、製薬企業のコンプライアンス違反は、人々の命と健康に影響を及ぼすということを十分理解し、社会からも製薬企業は安心で安全な医薬品を常に提供していると当然に期待されていることを自覚する必要があります。

コンプライアンスの重要性と位置付け

SHIONOGI では、コンプライアンスを企業活動において堅牢な礎となる最重要事項と位置づけています。基本方針を具現化する活動を「木」に例えると、コンプライアンスは「木」を育てていくための「土壌」であり、どんなに素晴らしい木でも土壌が腐ってしまうと成長が望めないばかりか最後には朽ち果ててしまいます。

2020 年はコロナ禍で社会環境が一変し、SHIONOGI でも働き方に大きな変化が見られました。また新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030（STS2030）」を見据えると、私たちは未知の領域での活動、これまで交わることのなかった異業種との協業をやり遂げなければなりません。そこではコンプライアンスリスクを低減・回避する仕組みや意識、最新の知識をもっていることがパートナーに選ばれる必要条件となります。そのためには「この行為はコンプライアンス違反に該当しそうだ」ということを敏感に察知できる感性、規則やルールの主旨を理解し、たとえ明文化されていなくとも社会の変化に応じて求められる行動をとる必要があります。その為には常に自分の行う業務を真に『自分事』として捉え、考え、判断することが必須です。そして個々で考え、組織で共有することの積み重ねが企業のコンプライアンスに対する理解力・判断力を高めることにつながります。

社会の変化・私たちの活動の変化に伴って、コンプライアンスの定義や基準は常に変化しています。昨日までの活動ではコンプライアンス違反を問われなかったことが、今日・明日からは厳しい制裁を受けなければならないこともあります。目の前にある業務を『自分事』として捉え、考え、判断することを習慣化し、個人、SHIONOGI 全体として変化する環境下においても速やか、かつ的確に対応できるように成長しましょう。

コンプライアンスの遵守手順（ハンドブックの活用方法について）

「SHIONOGI コンプライアンス ハンドブック」は、SHIONOGI ファミリー一人ひとりがコンプライアンスの重要性を理解・認識し、『自分事』として捉え、迷った時の道標（みちしるべ）として活用いただくためのツールです。特に今回の第 6 版では、皆さんが各職場で仲間と議論を交わして作成された決意文を掲載しています。

本編では、日々の活動において実践すべきコンプライアンスを「社会との関係」「SHIONOGI の職場環境」「SHIONOGI の事業活動」「取引先との関係」「株主・投資家との関係」および「SHIONOGI の資産」の6つのカテゴリーに分け、各々の見出し項目について SHIONOGI としてのコンプライアンスへの取り組みや考え方を示しています。

全員参加で作成したハンドブックを開いていただき、SHIONOGI としての考え方に加え、職場の仲間がどのように考えているのかを確認してください。一人で考えるだけではなく、仲間と議論し価値観を共有しましょう。様々な価値観に触れることで、コンプライアンスリスクに対する理解力、判断力が高まります。これらを継続することで、コンプライアンス違反を未然に防ぐ風土を醸成しましょう。

一方でこのハンドブックは、現時点で重要と考えられる事象を中心に記されており、全てを網羅している訳ではありません。活動の中で疑問が生じ、ハンドブックを参照しても解決しない場合は、**『3 つの自問』**を実践し結論を導き出してください。

a. まず自分でよく考える。

最初のステップとして、まず立ち止まって自ら考える。
自分が何かの行動をおこすときや、SHIONOGI の他の人がしていることも含め、その善し悪しについて判断に迷ったときは、次に挙げた 5 つの質問を自らに問いかけてみる。

❶「そのこと」を、何かおかしいなと疑問に感じながらも、ハッキリさせないまま仕方なくやろうとしたり、見過ごそうとしたりしていませんか?
❷「そのこと」は、自分の良心に背くことにはなりませんか?
❸「そのこと」を、胸を張って家族に話すことができますか?
❹「そのこと」を、他の人がしているのを見たらあなたはどう思いますか?
❺「そのこと」は、結果として SHIONOGI を傷付けることにはなりませんか?

b. 所属長・App（上司）へ相談する。

次に、自ら判断することが難しい場合または迷った場合は、所属長や App（上司）へ相談する。

c. 専門家および／または専門部門・部署へも相談する。

自分での判断が難しい場合または迷った場合、あるいは所属長・App（上司）に相談しても納得できる解決が得られない場合は、専門家や専門部署へ相談する。

コンプライアンス違反は決して他人事ではありません。1 つの違反によって社会、会社、仲間からの信頼を失い、自身の誇りまでも傷つけてしまいます。世界情勢に目を配り、環境変化や起こった事象からより適切な対応を学び、これまでの対応を修正することが必要です。このハンドブックを活用して自身の意識・知識を更新し続け、時代の変化に応じたコンプライアンスを実践しましょう。

通報窓口への連絡と相談

通報窓口に連絡いただく際は、電話・郵送・E メール（所定アドレス）・V メールなど、方法は問いません。通報者の氏名や内容などは、秘密保持の観点から必要最低限の関係者以外には開示されません。通報窓口では匿名の相談や情報提供も受け付けています。しかし匿名の場合には、証拠資料の提出などが十分ではなく、事実確認ができないなど調査に支障をきたすおそれがあるとともに、是正措置にも限界があります。可能な限り勇気をもって実名での通報をお願いいたします。通報窓口に連絡することによって会社から不利に扱われることは決してありませんので、内部通報制度の目的に適うよう積極的にご利用ください。万一、通報したことにより嫌がらせを受けることなどがあった場合には、会社として厳正に対処します。

（内部通報制度運用規程 参照）

各種相談窓口

●コンプライアンス全般：社内通報窓口
E メール：「A：コンプライアンス相談・情報提供窓口」または「compliance@shionogi.co.jp」
専用電話：06-6209-6684 受付時間：平日 9 時から 17 時まで
書面宛先：〒541-0045 大阪市中央区道修町三丁目 1 番 8 号
塩野義製薬株式会社「コンプライアンス担当者」宛
社内 HP：トップページ ＞ 公開情報サイト一覧 ＞ SHIONOGI グループ通報窓口

●個人情報に関する質問・苦情・相談：法律相談窓口
E メール：「A：個人情報相談窓口」
専用電話：06-6209-6807

●情報漏洩関連（情報セキュリティインシデント（個人情報の漏洩も含む）発見時）
E メール：「Mail_Security_Incident_Response & A:eService」

●ハラスメント関連（ハラスメント相談窓口）
E メール：トップページ ＞ 公開情報サイト一覧 ＞ SHIONOGI グループ通報窓口 ＞
ハラスメント（ハラスメント相談受付 HP もご覧ください）

●その他 人事関連
社内 HP：トップページ ＞ 部門サイト一覧 ＞ 人事関連情報 HP の各種相談窓口を
ご覧ください

●社外通報窓口
E メール：「A：コンプライアンス社外通報窓口」または「tsuho@ex.shionogi.co.jp」
専用電話：070-4225-2655
受付時間：毎週水曜日 10 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで
書面宛先：〒530-0047 大阪市北区西天満 6 丁目 8 番 7 号　DK ビル 2 階
岡・明賀・黒田・松田法律事務所「黒田 一弘（くろだ かつひろ）弁護士」宛
※取引先およびその他従業員なども各窓口の利用対象となります。

1 社会との関係

1. 社会との関係
    1. 一人の社会人として
        a. ソーシャルメディアの利用
    2. 人権の尊重
    3. 環境保護
    4. 適切な情報発信
    5. 社会貢献の推進
    6. 公務員との関係
    7. 寄附・政治献金の規制
    8. 反社会的な勢力・団体への対応
    9. 国際基準、海外の法令への対応
        a. 現地文化の尊重
    10. 企業活動の透明性確保

1 社会との関係

1-1. 一人の社会人として

・SHIONOGI は、一人ひとりが SHIONOGI の従業員であることを自覚し、社会から期待されている行動を心掛けなければなりません。

・SHIONOGI は、ルールに違反した場合は、就業規則などで定める処分を受ける可能性があることを自覚しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、自分自身が社会の一員であることの自覚を持ち、SHIONOGI グループが社会から信頼される企業であり続けるために、法令や社内外のルール、マナーを遵守します。
- ☑ 私は、人の生命を支える企業の一員である自覚と誇りを持ち、SHIONOGI の代表として社会から見られていることを認識し、常に誠実で、高い倫理的行動をとります。
- ☑ 私は、自分一人で判断に迷う場合は、自身にとって都合の良い解釈を行わず、上長や専門部署に相談します。
- ☑ 私は、家族や SHIONOGI ファミリー、他者に対し、恥ずべき行動をとりません。

関連法令など

・刑法
・民法
・道路交通法
・自治体が制定する条例

社内規則

・SHIONOGI グループ行動憲章
・就業規則

1 社会との関係

1-1. a. ソーシャルメディアの利用

・SHIONOGI は、ソーシャルメディアを利用する場合は、その特性と情報の発信者としてのリスク、受信者としてのリスクを十分に理解したうえで利用しなければなりません。

・SHIONOGI は、ソーシャルメディアを利用する場合は、自身の権利・他者の権利に十分留意したうえで利用しなければなりません。

・SHIONOGI は、ソーシャルメディアを通じた無責任な発言により、他者の尊厳を傷つけるような行為に加担してはなりません。

私たちの決意

☑ 私は、プライベートやオフィシャルに関わらず、発信者・受信者としてのリスクを十分に理解したうえで SNS などのソーシャルメディアを利用します。

☑ 私は、ソーシャルメディアを活用した企画について、ガイドラインおよび個人情報の保護を遵守し、関連部署への相談・確認を怠りません。

☑ 私は、プライベートなソーシャルメディアの利用であっても SHIONOGI グループの従業員であることを自覚し、社内規程を確認のうえ、利用します。

関連法令など

・民法
・個人情報保護法
・著作権法

社内規則

・SHIONOGI グループ情報管理ポリシー
・就業規則
・ソーシャルメディア利用に関する規程

1 社会との関係

1-2. 人権の尊重

・SHIONOGI は、「国際人権章典」や人権に係る国際規範を支持します。

・SHIONOGI は、SHIONOGI の製品・サービスに関係する取引関係者に対して、人権の尊重を求めなければなりません。

・SHIONOGI は、自らの事業活動が人権への影響を及ぼす可能性があることを認識し、人権へのマイナスの影響を特定、防止、軽減する（人権デュー・ディリジェンス）よう最大限努力しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、社内外問わず、事業活動のあらゆる場面において、係る全ての人の人権を常に尊重しながら業務を遂行します。
- ☑ 私は、一人ひとりの個性・強みが組織力となるように共創し、職場における「差別のない・差別を許さない」企業活動を支持・推進します。
- ☑ 私は、自らの活動について、人権への影響を事前に検討し、必要に応じてその活動を見直します。
- ☑ 私は、PSCI Principles（取引先様に求める行動規範）に従った行動をサプライヤーに求め、SHIONOGI 製品のサプライチェーンにおける差別禁止の徹底、児童労働・強制労働の禁止、労働者の基本的権利の尊重などにコミットします。

関連法令など

・国際人権章典
・憲法
・人権三法

社内規則

・SHIONOGI グループ行動憲章
・SHIONOGI グループ人権ポリシー

1 社会との関係

1-3. 環境保護

・SHIONOGI は、生命関連企業として常に環境への負荷を軽減することを心がけ、環境について、関係法令および社内外のルールを遵守し、事業活動を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、生命関連企業として常に地球環境の保護、汚染の予防と人々の安全に配慮しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、大気・土壌・水質などの地球環境への負荷軽減に配慮した医薬品製造を通じて、人々の健康と社会の持続的成長に寄与します。
- ☑ 私は、環境保全および資源保護のために、限られた資源を有効に活用し、豊かな地球環境を後世に残す努力を惜しみません。
- ☑ 私は、法によって定められた基準に従い、適切な設備保全を実施するとともに、有害な化学物質について適正な保管管理と処理を行い、環境汚染の予防と人々の安全への配慮に努めます。

関連法令など

・SDGs
・環境基本法
・各種リサイクル法

社内規則

・SHIONOGI グループ EHS ポリシー
・SHIONOGI EHS 行動目標

1 社会との関係

1-4. 適切な情報発信

・SHIONOGI は、SHIONOGI が提供する製品・サービスに関する情報が誤解して伝わることで、社会の信頼・評判を落とす恐れがあることを認識しなければなりません。

・SHIONOGI は、SHIONOGI が発信する情報の適切性を担保するために、事前に内容の精査を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、SHIONOGI の「ディスクロージャーポリシー」を常に意識し、関係法令および東証ルールを遵守して情報開示を行います。
- ☑ 私は、情報発信や対応に責任を持ち、SHIONOGI 全体として統一・首尾一貫した情報をステークホルダーに提供することが、社会の信頼を得るために必須であると認識します。
- ☑ 私は、発信する情報内の文書を精査し、あいまいさを減じるなどによるアクセシビリティの確保に努め、わかりやすい発信を心掛けます。
- ☑ 私は、会社の情報を幅広く収集・精査し、良い情報も悪い情報も、適切に開示します。
- ☑ 私は、情報を欲している方のニーズを意識し、適切な情報選択・表現・配信方法・タイミングで製品価値を発信します。

関連法令など

・薬機法
・独占禁止法
・景品表示法
・不正競争防止法

社内規則

・シオノギ・コード・オブ・プラクティス

1 社会との関係

1-5. 社会貢献の推進

・SHIONOGI は、生命関連企業として社会に貢献する意識を持ち続けなければなりません。
・SHIONOGI は、一人ひとりが地域社会と共に成長できる存在にならなければなりません。
・SHIONOGI は、SHIONOGI 社会貢献支援会（ソシエ）などを通じて社会貢献活動を推進するとともに、従業員のボランティア活動を、休暇・休職制度などによって支援します。

私たちの決意

- ☑ 私は、社会課題に対して、自分は何が出来るかを主体的に考え、社内外のパートナーと共に有効な解決方法を模索・実行するために対話を進めます。
- ☑ 私は、社会とともに成長するという理念を具現化すべく自己成長に努めます。
- ☑ 私は、企業利益のみを優先した活動はしません。
- ☑ 私は、日常の業務を通じ SDGs 達成の一翼を担います。

関連法令など

社内規則

・シオノギ・コード・オブ・プラクティス
・SHIONOGI 社会貢献支援会（ソシエ）会則
・ボランティア活動休職規程

1 社会との関係

1-6. 公務員との関係

・SHIONOGI は、国内外を問わず、公務員・みなし公務員および特別法により指定される者（以下、合わせて「公務員など」）と健全な関係を維持しなければなりません。

・SHIONOGI は、国内外を問わず、公務員などに対して、金銭や物品の贈与などを申し出たり、約束したり、供与してはなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、公務員などに相談するときは会社の代表として接し、必要以上の関係性を持つような行動はしません。
- ☑ 私は、公務員などに対して、金品および公務員個人に利益となる情報は提供しません。
- ☑ 私は、公務員などと接する業務において、相手と自分のみに利益になるような行動をせず、組織や社会に対して貢献できることを目指した行動を行います。

関連法令など

・刑法
・不正競争防止法
・国家公務員倫理規程
・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等が制定する倫理規程

社内規則

・SHIONOGI グループ腐敗行為・贈収賄防止ポリシー
・シオノギビジネスパートナー贈収賄防止に関するガイドライン

1 社会との関係

1-7. 寄附・政治献金の規制

・SHIONOGIは、医療機関や学術団体などに寄附を行う場合、その行為が違法でないことや、関係法令などに抵触しないことを確認したうえで、純粋な寄附行為として行い、相手方に対価を求めてはなりません。

・SHIONOGIは、政治家などとの透明な関係づくりに努めるとともに、名目の如何を問わず、政党・政治家・政治団体などへの金銭の支払いを公正に行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、医療機関やその他学術団体への寄附・広告などの行為を行う際、ルールを十分に確認し、法令を遵守した対応をします。
- ☑ 私は、医療関係団体に寄附を行う場合、公正競争規約上の問題が無いことを関係部署に確認の上で醵出の判断をします。
- ☑ 私は、寄附行為に見返りを求めず、社会通念上過大とみなされる寄附を行いません。
- ☑ 私は、政治家からパーティー券購入や献金などを要請された場合、事前に関係部署に確認の上で対応します。

関連法令など

・政治資金規正法
・公正競争規約
・企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン

社内規則

・医療関係団体等への寄附に関する内規

1 社会との関係

1-8. 反社会的な勢力･団体への対応

・SHIONOGI は、総会屋や暴力団など、市民社会の秩序または安全に脅威を与える、もしくは与えると考えられる反社会的勢力・団体との関係を排除しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、契約先・委託先が反社会的勢力と関係ないことを事前に確認します。
- ☑ 私は、反社会的勢力・団体から接触を受けた場合は、要求に応じず、速やかに関係部署に報告・相談し解決を図ります。
- ☑ 私は、知り合いが反社会的勢力や団体と知った時は、その方との関係を断ちます。
- ☑ 私は、暴力、威迫、不当要求などを断固として拒否し、SHIONOGI ファミリーの仲間、会社を守ります。

関連法令など

・会社法
・暴力団対策法
・各都道府県暴力団排除条例
・企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針
・経団連企業行動憲章

社内規則

1 社会との関係

1-9. 国際基準、海外の法令への対応

・SHIONOGI は、グローバルで事業を行うにあたり各国の法令・規制および国際基準・ルールなどを尊重しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、各国の法令・規制、ならびに国際基準・ルールを熟知し、違反しないように細心の注意を払います。
- ☑ 私は、国際基準と日本のルールが同じではないという事を前提として、日本と現地とでより厳格な法令・ルールを優先し、遵守します。
- ☑ 私は、国際基準および海外の法令の最新情報を常に確認し、自身の専門外の情報については各地域の担当者や、必要に応じて専門家に確認します。
- ☑ 私は、担当業務が各国の関係法令に抵触することに気付いた場合は速やかに関係部署に報告します。

関連法令など

・取引に適用される法令・ガイドラインなど

社内規則

1 社会との関係

1-9. a. 現地文化の尊重

・SHIONOGI は、事業活動を行うにあたり現地の文化や慣習などの多様性（ダイバーシティー）を尊重しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、自分と異なった文化や習慣を持つ相手の価値観を理解するように努めます。
- ☑ 私は、現地文化や習慣などの最新情報を確認・尊重し、双方の納得・理解が得られる意思疎通を追求します。
- ☑ 私は、各国のルール・風土を尊重し、現地の文化・宗教・価値観・商習慣を理解した上で、共存できる関係性を構築します。

関連法令など

・国際人権規約
・人種差別撤廃条約
・女性差別撤廃条約
・子どもの権利条約

社内規則

・ダイバーシティビジョン

1 社会との関係

1-10. 企業活動の透明性確保

・SHIONOGI は、企業活動と医療機関などとの関係において、透明性と信頼性の向上に努めなければなりません。

・SHIONOGI は、企業活動における医療機関などに対する資金などの提供（寄附含む）について、適時、適正に情報を開示しなければなりません。

・SHIONOGI は、企業活動において不可避に生じる医療機関および医療関係者との利益相反について、提供した資金や情報関連活動費を適時、適切に情報開示しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、取引先に対し、職務上の地位や権限を利用して不当な要求や便宜を図ってもらうことなく、公正でよりよい信頼関係の構築に努めます。
- ☑ 私は、製薬協の透明性ガイドラインや SHIONOGI の「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」および「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」の理解に努めます。
- ☑ 私は、情報公開に向け同意が必要な場合、同意取得することなく資金などを提供いたしません。
- ☑ 私は、医療用医薬品プロモーションコードとコード・オブ・プラクティスに基づいた情報提供活動を実施します。

関連法令など

・公正競争規約
・臨床研究法
・企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン
・企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン
・OTC 医薬品企業の活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン

社内規則

・企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針
・企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針

2 SHIONOGIの職場環境

2. SHIONOGI の職場環境
1. 安全と衛生のための取り組み
2. 労働関連法遵守のための取り組み
3. ハラスメントの無い職場
4. ダイバーシティを尊重する職場

2 SHIONOGIの職場環境

2-1. 安全と衛生のための取り組み

・SHIONOGI は、従業員の安全や衛生に配慮しながら、関係法令および社内外のルールを遵守し、適正なゆとりある職場環境の提供に努めなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、安全かつ衛生的なオフィス環境の整備のため、整理整頓や清掃を適正に実施します。また、インフルエンザをはじめ、広く感染対策をとって行動します。
- ☑ 私は、皆が働きやすい環境・危険な行為に気づける環境を作るために思いやりを持ち、気配り・声掛け・質問しやすい職場を目指し、精神の健康管理に努めます。
- ☑ 私は、常に自分自身と一緒に働く仲間の身を守る意識を持ち、法令や社内外のルールおよびその意義を理解・遵守し、相互に助け合い快適に働ける職場づくりを目指します。

関連法令など

・労働基準法
・労働安全衛生法
・労働契約法
・労働者派遣法

社内規則

・SHIONOGI グループ EHS ポリシー
・SHIONOGI グループ健康基本方針

2 SHIONOGIの職場環境

2-2. 労働関連法遵守のための取り組み

・SHIONOGI は、労働基準法や労働安全衛生法などの関係法令および社内外のルールを遵守し、適正な労働環境の提供に努めなければなりません。

・SHIONOGI は、在宅勤務時や海外企業などとの協業時においても、適切に労働時間を管理しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、労働関連法規を正しく理解し、最新情報を学び、生産性向上を意識した上で、労働関連法を遵守します。
- ☑ 私は、就業規則や社内規程に基づいて、労働環境を整備し、労務管理を行います。
- ☑ 私は、業務計画を見える化し、自分の活動実績・労働の実態を正確に報告して業務内容と時間の透明性を確保します。
- ☑ 私は、業務の効率化を図る事で勤務態勢の変化に対応し、在宅勤務においても適切な労働時間管理ができるよう努めます。

関連法令など

・労働基準法
・労働安全衛生法
・労働契約法
・労働者派遣法

社内規則

・SHIONOGI グループ EHS ポリシー
・SHIONOGI グループ健康基本方針

2 SHIONOGIの職場環境

2-3. ハラスメントの無い職場

・SHIONOGI は、職場において業務の適正な範囲を超えた指示・発言・行動により、個人の尊厳を傷つけたり、職場環境を悪化させる行為を容認したりせず、会社としてそれらを防止するために適切な措置をとらなければなりません。

・SHIONOGI は、職場以外でもハラスメント行為、周りから見てハラスメントと捉えられるような行為を行ってはなりません。

・SHIONOGI は、ハラスメントのない職場環境作りの為に相互に理解、尊重し合い、双方向のコミュニケーションを大切にします。

私たちの決意

- ☑ 私は、相手に敬意を払い、自身の発言や態度が周囲にどのように思われるのかを意識したコミュニケーションをとることによってハラスメントの無い働きやすい職場環境を作ります。
- ☑ 私は、誰もがハラスメントの加害者・被害者になり得ることを意識し、時代の変化に合わせた多様な価値観を認め合うこと、人により価値観・考え方・経歴・文化などに違いがあり、同じ指示・発言・行動であっても相手の捉え方は様々であることを理解し、相互理解に努めます。
- ☑ 私は、ハラスメント行為を見逃しません。自身がハラスメントを受けたり、誰かがハラスメントを受けているのを見かけた場合は、一人で解決しようとせず、誰かに相談したり、受けた人の相談を受けます。またハラスメント相談窓口へ報告します。
- ☑ 私は、常に相手を理解・尊重し、新たな価値観・考え方を受け入れ、信頼関係の構築に努めます。

関連法令など

・男女雇用機会均等法
・障害者差別解消法
・労働施策総合推進法

社内規則

・労働協約
・就業規則

2 SHIONOGIの職場環境

2-4. ダイバーシティを尊重する職場

・SHIONOGI は、社内外を通じて、人種、国籍、民族、宗教、思想・信条、性別、年齢、学歴、障がい、疾病、LGBT などによる差別や嫌がらせを行わず、それらを防止するための合理的な配慮に努めなければなりません。

・SHIONOGI は、一人ひとりに個性があり、違いがあることを知り、偏りのない理解に努めなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、一人ひとりのアイデンティティーを理解・尊重し、自分の価値観を押し付けず、周囲との融和を進めます。
- ☑ 私は、無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）を意識し、非合理的な判断を下してしまうことで相手を傷つけ、組織の多様性のメリットを壊すようなことをしません。
- ☑ 私は、互いの意見を融合し想像力有る職場を作るために、文化や常識、背景の相違を含め相手の心や考え方を理解することに努め、異なる意見が複数あることを受容・歓迎します。
- ☑ 私は、国籍や人種、年齢、性別といった属性に留まらず、価値観、能力、経験・キャリアといった内面的な多様性を含めた合理的な配慮を行い、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に努めます。

関連法令など

・男女雇用機会均等法
・女性活躍推進法
・職業安定法

社内規則

・ダイバーシティビジョン

3 SHIONOGIの事業活動

3. SHIONOGI の事業活動

1. 研究活動

a. 創薬研究

b. 非臨床試験

c. 研究試料・法規制物質の取扱い

d. 動物の利用

2. 開発活動

a. 臨床研究

b. 臨床試験データの透明性

3. 製造活動

a. 製造

b. 製品の品質と安全性の確保

4. 流通・調達活動

a. 原材料・資材等の調達・製品仕入

b. 物流・輸出入

5. 販売活動

a. 医療用医薬品の情報提供活動

b. OTC 医薬品の情報提供活動

c. 安全管理情報収集活動

3 SHIONOGIの事業活動

3-1. 研究活動

a. 創薬研究

・SHIONOGI は、生命倫理をはじめ、試験・研究について関係法令および社内外のルールを遵守し、適正な創薬研究を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、環境および関係者・周囲の人々の安全に十分配慮し、創薬研究を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、自身の研究成果の信頼性について責任を持ち、流出の防止に努め、信頼性を担保するためのデータ取得の確実な実行、再現可能な詳細な実験ノートの記載を徹底し、予期せぬ結果が得られた際にも事実を曲げずに記録します。
- ☑ 私は、常に患者さんとそのご家族が最も必要とする薬は何かを考え、自身の利益のためではなく患者さんの利益のため、それを実現するための努力を惜しみません。
- ☑ 私は、試薬の安全性（毒性・爆発性）や反応特性について十分に理解し、自身の環境および周囲の人々の安全に十分配慮し、実験業務に従事します。

関連法令など

・カルタヘナ法
・感染症法
・ヒトクローン技術規制法
・放射線障害防止法
・電離放射線障害防止規則

社内規則

・生データ等の保存・廃棄に関する規則
・公的研究費に係る研究不正の予防および対応に関する規程

3 SHIONOGIの事業活動

3-1. b. 非臨床研究

・SHIONOGI は、有効性、安全性などの正確なデータを作成するために、薬機法・GLP省令などの関係法令および社内外のルールを遵守し、適正な非臨床試験を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、製薬企業の一員として非臨床試験に係る関連法規、規則を正しく理解し、手順やレギュレーションを順守します。
- ☑ 私は、信頼性基準に準拠して先入観なく業務に取り組み、データに疑義を感じた場合は逸脱や不整合を確認します。
- ☑ 私は、実験を行う時はその場での記録を徹底し、わかりやすく正確な記録を正しく保管します。
- ☑ 私は、動物実験の際には、動物倫理と尊厳も踏まえた運用ルールを順守して非臨床試験の計画を立て、投与サンプルの選定について議論します。

関連法令など

・薬機法
・GLP 省令
・ICH ガイドライン

社内規則

・生データ等の保存・廃棄に関する規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-1. c. 研究試料・法規制物質の取扱い

・SHIONOGI は、菌株・ウィルス・生体試料・遺伝子組換え生物などの研究試料について、関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に保管、管理、取扱わなければなりません。

・SHIONOGI は、毒劇物・麻薬・向精神薬・覚醒剤原料などの法規制物質について、関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に保管、管理、取扱わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、研究試料を適切に購入・保管し、地域住民および私たちの健康被害につながるような事故、漏洩を起こしません。
- ☑ 私は、従来の麻薬、覚醒剤原料、毒劇物はもちろん、新規モダリティとして取り組むバイオ医薬に関連する遺伝子組み換え体（LMO）など、全ての物質の取り扱いに際し、最新の法令・ルールを確認し、厳守します。
- ☑ 私は、研究試料の取り扱いを個人任せにせず、周囲の研究員とルール遵守を相互に確認しあう仕組みを組織／本部全体で作りあげます。
- ☑ 私は、委託製造先での法規制物質の法令遵守状況についてもアセスメントを行い、適切に確認します。
- ☑ 私は、全ての研究試料、法規制物質の取り扱いにおいて、不慣れなことによる失敗や、慣れ・慢心によるミスを防ぐため、定期的に社内外ルールの教育を受講します。

関連法令など

・カルタヘナ法
・感染症法
・ヒトクローン技術規制法
・麻薬及び向精神薬取締法
・覚醒剤取締法
・毒物及び劇物取締法

社内規則

・化学物質管理規則
・毒物劇物管理規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-1. d. 動物の利用

・SHIONOGI は、動物実験を行う場合は、関係法令および社内外のルールを遵守し、動物福祉に配慮した適正な飼育・管理を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、可能な限り動物を使用せず、代替法となりえる実験方法を模索しなければなりません。

・SHIONOGI は、動物を試験・研究に用いる場合は、必要最小限の使用とし、動物に可能な限り苦痛を与えないよう十分配慮しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、研究目的の達成のために適正な代替法がない場合に限り、動物実験を計画します。
- ☑ 私は、動物愛護の精神に則り、可能な限りの苦痛の軽減・排除に努め、人道的エンドポイントに達した動物は、速やかに、適切に安楽死の処置を行います。
- ☑ 私は、生命科学に携わる者としての矜持と倫理観に基づき、自己学習を行い、改善すべき項目を追求し、安全で適切な研究活動を追求します。

関連法令など

・カルタヘナ法
・感染症法
・外来生物法
・動物愛護法
・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験などの実施に関する基本方針

社内規則

・動物実験適正運用委員会規程
・動物実験の適正な実施に関する規則規程

3 SHIONOGIの事業活動

3-2. 開発活動

a. 臨床研究

・SHIONOGI は、被験者の人権の尊重、安全性および福祉の保護に最大限の配慮を払い、科学的な根拠に基づいて適正に臨床試験を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、臨床試験実施国の GxP などの関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に臨床試験を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、モニタリング・監査の実施、利益相反の管理など実施の基準を遵守するとともに、個人情報の保護や臨床研究法などの関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に臨床研究を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、被験者の人権と安全性および福祉の保護に最大限の配慮をすることを最優先し、科学的な根拠と社内外のルールに基づいて適切な臨床試験を行います。
- ☑ 私は、被験者の人権、安全に配慮した臨床試験を計画し、得られた情報の機密性を理解した上で、その取り扱いに最大限の注意を払います。
- ☑ 私は、ルールに則り科学的根拠に基づいた臨床試験を行い、得られたデータについて恣意的介入をせず、公正・公平な視点をもって議論・考察を行います。

関連法令など

・薬機法
・各種 GxP 省令
・個人情報保護法
・臨床研究法

社内規則

・臨床試験倫理委員会運営規則
・治験検討会運営規則
・生データ等の保存・廃棄に関する規則
・人を対象とする研究に関する倫理規程・同規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-2. b. 臨床試験データの透明性

・SHIONOGI は、臨床試験に関する情報を適切に開示することが、科学の進歩や公衆衛生の向上に寄与し、患者さんや医療従事者が実地臨床において正しい意思決定の手助けになると考えなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、被験者から提供されたデータを適切な方法で解析し、SHIONOGI にとって不利益になる情報があってもその結果を包み隠さず公開します。
- ☑ 私は、臨床試験データから得られた情報を論文・学会などで社外に公表し、公衆衛生の向上に寄与します。
- ☑ 私は、被験者の人権および安全性に最大限配慮し、適切に被験者からデータ利用の同意を取得します。
- ☑ 私は、信頼性が高く、偏りの小さい臨床試験成績を得るために、ルールに従って適切な解析計画を作成します。
- ☑ 私は、透明性を維持するために規制情報の収集およびその対応を迅速に実施し、正確な治験情報の登録を行い、データの原本への追跡可能性を確保します。

関連法令など

・個人情報保護法
・各種 GxP 省令
・臨床試験結果の医学雑誌における論文公表に関する共同指針（国際製薬団体連合会）

社内規則

・SHIONOGI グループ
臨床試験データの透明性に関するポリシー
・企業スポンサーによる医学研究発表出版のための基準：GPP3 ガイドライン

3 SHIONOGIの事業活動

3-3. 製造活動

a. 製造

・SHIONOGI は、SHIONOGI の製品が人の生命に係ることを自覚し、その安定供給の確保に努めなければなりません。

・SHIONOGI は、関係法令および社内外のルールを遵守し、十分な品質管理のもとで、適正に製品の製造を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、人の生命に係る製品を製造する者として、GMP を順守し SOP に従って安定供給の確保に努めるとともに高品質な医薬品の製造を行います。
- ☑ 私は、製造作業時に異常を発見した際は、速やかに報告します。また、データに期待される結果が得られなかった場合でも、速やかな報告と対応を実施します。
- ☑ 私は、原価低減・生産性向上の取り込みにおいても、生命に係る医薬品の製造に携わる者としての“自覚”と“責任”を忘れることなく、ルールを遵守します。

関連法令など

・薬機法
・各種省令（GMP、QMS、GQP）
・治験薬 GMP
・カルタヘナ法
・化審法
・製造物責任法

社内規則

・SHIONOGI グループ品質ポリシー
・品質管理規則
・医薬品等管理規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-3. b. 製品の品質と安全性の確保

・SHIONOGI は、SHIONOGI の製品が人の生命に係ることを自覚し、その品質と安全性の確保に努めなければなりません。

・SHIONOGI は、SHIONOGI の製品について品質に関する問題やその疑いがある場合は、事実の調査、原因の究明に努め、速やかに必要な対応を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、SHIONOGI の製品について、安全性に関する情報が寄せられた場合は、その情報を評価、分析し、速やかに必要な対応を行わなければなりません。

私たちの決意

☑ 私は、全ての業務が人々の健康に結びつくものであることを自覚し、自分や家族が安心して服用できる医薬品を出荷します。そのために、GMP 省令などの法令違反やデータ改ざんなど不正な行動を見過ごさず社会から信頼される仕事をします。

☑ 私は、SHIONOGI の製品の品質や安全性を保証するため、法令に違反せず、公正性・誠実性を忘れない透明性を確保した業務を遂行します。

☑ 私は、患者さんの健康と安全を第一に考え、品質に関する問題やその疑いがある場合、速やかに伝達・報告を行い、各種調査を誠実に行います。

関連法令など

・薬機法
・各種省令（GMP、GQP、GVP、QMS）
・治験薬 GMP
・PIC/S GMP

社内規則

・SHIONOGI グループ品質ポリシー
・品質管理規則
・医薬品等管理規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-4. 流通・調達活動

a. 原材料・資材などの調達・製品仕入

・SHIONOGIは、薬機法・下請法などの関係法令および社内外のルールを遵守し、PSCI Principlesや倫理に基づいて公正かつ適正な原材料・資材などの調達、製品仕入を行わなければなりません。

・SHIONOGIは、取引先などの選定を公正かつ合理的な基準に基づいて実施しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、契約に関する法令やルールを尊守し、取引先に誠実に対応するとともに、不当な要求をせず、適正な管理・保管を行います。
- ☑ 私は、取引先の選定において、コンプライアンス遵守・環境保全・安全衛生への十分な配慮を優先し、個人の利益などの基準で行動しません。
- ☑ 私は、法令や社会慣習、社内外の最新のルールを遵守し、調達業務を行うとともに取引先にも同様の行動を促します。

関連法令など

・薬機法
・独占禁止法
・下請法

社内規則

・SHIONOGI グループ調達ポリシー
・SHIONOGI グループ EHS ポリシー
・SHIONOGI グループ腐敗行為・贈収賄防止ポリシー

3 SHIONOGIの事業活動

3-4. b. 物流・輸出入

・SHIONOGI は、GDP などの関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に製品・研究試材・原材料・貨物（機器・技術、役務などを含む）、その他の物品の物流および輸出入を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、安全保障輸出管理規則などの関係規則を遵守し、適正に輸出を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、関係法令や規制、Good Distribution Practice (GDP) などを正しく理解し、逸脱をすることのないよう物流、輸出入業務の構築に努めます。
- ☑ 私は、ホワイト物流自主行動宣言を推進し、CO_2 削減などの環境への配慮や両者が納得する交渉を実施します。
- ☑ 私は、得意先の供給量や在庫量に注意を払い、必要な薬剤をすべての患者さんに届けることができるよう、安定供給と在庫の適正化に努めます。

関連法令など

・薬機法
・化審法
・外国為替及び外国貿易法
・関税法

社内規則

・シオノギグループ安全保障輸出管理規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-5. 販売活動

a. 医療用医薬品の情報提供活動

・SHIONOGI は、情報提供活動に必要な医学的・薬学的知識を修得し、関係法令および社内外のルールに則り、医療用医薬品に関する適正使用を目的とした情報提供を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、医療関係者に対して、関係法令および社内外のルールに則り、製造販売承認に基づいた有効性・安全性に関する情報を適正に提供しなければなりません。

・SHIONOGI は、医療関係者に対して、関係法令および社内外のルールを遵守し、公正で透明な情報提供活動を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、一般の方々に対して、関係法令および社内外のルールを遵守し、医薬品の不適正な使用や事実を誤認させるような情報提供は行ってはなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、情報提供活動を実施するうえで、関係法令はもちろん、社内外のルール、企業・社会の倫理的行動から逸脱する活動は決して行いません。
- ☑ 私は、承認前の医薬品について、プロモーションと誤解されるような行動や、不適切な資材を用いたプロモーションは行いません。
- ☑ 私は、患者さんのことを第一に考え、患者さんが不利益を被る、また誤解を招くような情報提供や、競合他社や他社製品の誹謗中傷は決して行いません。
- ☑ 私は、審査・監査業務を通じて、広告規制や社内ルールを逸脱する不適正使用を誘発するような医療用医薬品の提供をさせません。

関連法令など

・薬機法
・独占禁止法
・景品表示法
・公正競争規約
・製薬協コード・オブ・プラクティス

社内規則

・シオノギ・コード・オブプラクティス
・シオノギ医療用医薬品プロモーションコード
・プロモーション資材審査委員会運営規則

3 SHIONOGIの事業活動

3-5. b. OTC医薬品の情報提供活動

- SHIONOGI は、自社医薬品・商品に関する専門知識、その根拠となる医学的、薬学的周辺知識を修得し、関係法令および社内外のルールに則り、適正な使用を推進するための情報提供活動を行わなければなりません。
- SHIONOGI は、薬局・薬店など、消費者・卸売販売業者に対して、承認を受けた範囲内の情報を正確に伝達しなければなりません。
- SHIONOGI は、関連法令および社内外のルールに則り、公正な販売活動を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、国内外の薬機法他関連法令を遵守し、承認されていない効能効果・用法用量などの情報提供は一切行いません。
- ☑ 私は、自社医薬品に関する専門知識、医学的・薬学的な周辺知識を基に、顧客の要望を把握し、適切で役に立つ情報を提供します。
- ☑ 私は、社内審査・承認済みのプロモーション資材を使用し、他社を誹謗中傷いたしません。
- ☑ 私は、自社製品について、常に専門的な知識を高め、最新の科学的な根拠に基づいた情報を発信し、お客様のセルフメディケーションを支援します。

関連法令など

- 薬機法
- 独占禁止法
- 景品表示法
- 個人情報保護法
- OTC 医薬品等プロモーションコード

社内規則

- シオノギヘルスケア一般用医薬品等プロモーションコード

3 SHIONOGIの事業活動

3-5. c. 安全管理情報収集活動

・SHIONOGI は、SHIONOGI 製品の有害事象に関する情報を入手した際には、関係法令および社内外のルールに則り、情報の収集、当局への報告を行うとともに、原因の調査などを行い、適正な対応を速やかに取らなければなりません。

・SHIONOGI は、国内外で発生した有害事象情報などを迅速に入手できる体制を強化し、医薬品リスク管理計画（RMP）に則り、副作用などによる健康被害を最小化するよう努めなければなりません。

・SHIONOGI は、関係法令や社内外のルールを遵守し、適正な製造販売後調査を行わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、SHIONOGI 製品による健康被害を最小化するために、GxP などの規制および業務手順を確認・理解したうえで、安全管理情報の収集活動を実施します。
- ☑ 私は、自分の取り扱う情報が、患者さんの個人情報など重要情報であることを認識し、日々の業務に取り組みます。
- ☑ 私は、ファーマコビジランス教育（薬害教育含む）を通じて、従業員の安全性情報の重要性理解を深め、最終的に患者さんの健康に資するよう貢献します。
- ☑ 私は、自社製品の副作用や有害事象について、適正な収集と定められた期限内に報告を行います。

関連法令など

・薬機法
・各種省令（GVP、GPSP）
・公正競争規約
・OTC 医薬品等プロモーションコード

社内規則

・シオノギ医療用医薬品プロモーションコード
・シオノギヘルスケア一般用医薬品等プロモーションコード

4 取引先との関係

4. 取引先との関係
1. 外部との契約に基づく権利・義務の履行
2. 公正な競争
3. 賄賂および汚職行為の禁止
4. 接待・贈答の制限
5. 利益相反

4 取引先との関係

4-1. 外部との契約に基づく権利・義務の履行

・SHIONOGIは、取引先などの外部の機関・団体と交わした契約書の内容を遵守し、契約書に記載されている期間・内容の範囲で、適正に権利を行使し、義務を履行しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、契約書の内容を遵守し、契約書に記載されている期間・内容の範囲で、適正に権利を行使し、義務を履行します。
- ☑ 私は、秘密保持契約で交わした契約書の内容を遵守し、契約の中で得られた守秘情報の管理を厳格に行い、情報漏洩を防止します。
- ☑ 私は、主体の双方または片方の不利益を生じる契約の締結、履行、強要を行わず、公平性を担保した契約を締結・遵守し、信頼を損ないません。

関連法令など

・民法
・商法

社内規則

・SHIONOGIグループ　コンプライアンスポリシー

4 取引先との関係

4-2. 公正な競争

・SHIONOGI は、医療機関・競合会社および取引先などとの関係において、関係法令および社内外のルールを遵守し、公正かつ適正な企業活動を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、事業活動において、医療関係者や、取引先などの担当者に対して、違法または不正な贈答・接待・リベート・労務提供などにより取引を誘引してはなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、取引先との公正な取り引きを行うため関連法令や社内外のルールを遵守し、個人・組織の成果追求よりも、高い倫理観をもった行動を優先します。
- ☑ 私は、公取協、販売情報提供活動ガイドライン、その他社内外のルールを遵守し、贈答・接待・リベート・労務提供・景品類の提供などにより取引を誘引しません。
- ☑ 私は、社内外で知りえた未公開の機密情報については、社内外を問わず取扱いには厳重に注意して、公正な競争を阻害しないことを徹底します。

関連法令など

・独占禁止法
・下請法
・景品表示法
・公正競争規約

社内規則

・シオノギ医療用医薬品プロモーションコード
・シオノギヘルスケア一般用医薬品等プロモーションコード

4 取引先との関係

4-3. 賄賂および汚職行為の禁止

- SHIONOGI は、国内外のグループ全体で腐敗行為・贈収賄防止に関するすべての法律および規則を厳守しなければなりません。
- SHIONOGI は、国内外を問わず公務員など、およびすべての取引先と公正で健全な関係を維持しなければなりません。
- SHIONOGI は、公務員などに対して、また公私を問わず、どのような個人、事業組織に対しても、いかなる「賄賂」も供与したり、申し出たり、約束したりしてはならず、またいかなる「賄賂」も受け取ってはなりません。
- SHIONOGI は、ファシリテーション・ペイメント（行政サービスに係る手続きの円滑化などを目的とした少額の支払い）を含め一切の贈賄行為を行ってはなりません。
- SHIONOGI は、「賄賂」の提供依頼・要求・脅し・嫌がらせ・強要に対して毅然とした態度で断らなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、顧客からの賄賂の要求に対して、いかなる理由があろうと、断固として拒否し、顧客とルールに沿った関係を保ちます。
- ☑ 私は、契約相手に対して、公平で健全な関係を維持するため、いかなる賄賂や汚職行為もしません。
- ☑ 私は、公正かつ健全、透明性のある経費の取り扱いを実施します。

  私は、公務員などから見返りに金品を要求されても毅然と断ります。

関連法令など

- 不正競争防止法
- 国家公務員倫理規程
- 公正競争規約

社内規則

- SHIONOGI グループ調達ポリシー
- SHIONOGI グループ腐敗行為・贈収賄防止ポリシー
- シオノギ・コード・オブ・プラクティス

4 取引先との関係

4-4. 接待・贈答の制限

・SHIONOGI は、社会通念上妥当な範囲を超えた接待・贈答品の授受は公正な競争原理を乱すものであることを理解し、得意先・出入業者、または請負人などから物品、金銭その他の経済上の利益を受けてはなりません。

・SHIONOGI は、社会通念上妥当な範囲の接待や贈答の授受においても事前に上司の承認を得なければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、社会通念上妥当な範囲を超え、仕事上の意思決定に影響の及ぼすような贈答・接待などは受けず、行わず、要求しません。
- ☑ 私は、取引先を選定する際に、親密度やしがらみなどの忖度はせず、技術力・信頼性などの観点から公平に対応します。
- ☑ 私は、接待や贈答の授受が必要な場面に遭遇した場合、独断で判断せず、上長などと相談し対応します。

関連法令など

・独占禁止法
・下請法
・公正競争規約

社内規則

・SHIONOGI グループ調達ポリシー
・SHIONOGI グループ腐敗行為・贈収賄防止ポリシー
・シオノギ・コード・オブ・プラクティス

4 取引先との関係

4-5. 利益相反

・SHIONOGI は、公平かつ会社の利益になるような行動をしなければなりません。
・SHIONOGI は、業務上の立場や業務上知り得た情報に基づいて、会社の利益を犠牲にする行為、または自己、第三者の利益を図るような行為を行ってはなりません。
・SHIONOGI は、役員・従業員の個人的な利害関係が、意思決定に悪影響を及ぼすことを回避しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、外部との協業の際に個人的な利害関係がある場合は、意思決定に悪影響を及ぼすことを回避するため、その協業メンバーから辞退します。
- ☑ 私は、業務上で知り得た情報について、会社の利益を犠牲にする行動や、自己または特定の第三者の利益を図るような行動、個人的な利益に結び付くような行動をとりません。
- ☑ 私は、利益相反の判断に迷ったり、その可能性がある事態に直面した場合には、上長あるいは関係部署と協議、相談し適切な対応をとります。
- ☑ 私は、論文発表や学会発表の際に、利益相反の開示を適切に行い、共同研究成果を相手大学が公表する際にも利害関係を明らかにし、研究の正当性と透明性の確保に努めます。

関連法令など

・民法
・会社法
・商法

社内規則

・取締役会規則
・就業規則
・労働協約

5 株主・投資家との関係

5. 株主・投資家との関係
1. 株主・投資家との対話
2. 公正な情報開示
3. 利益供与

5 株主・投資家との関係

5-1. 株主・投資家との対話

・SHIONOGI は、株主・投資家との関係（インベスター・リレーションズ：IR）を重視した経営を行います。

私たちの決意

- ☑ 私は、IR 情報に関する問合せに対し、会社法、金融商品取引法などの関係法令・東証ルールおよび、SHIONOGI の「ディスクロージャーポリシー」を遵守したうえで、適時・適正に開示します。
- ☑ 私は、関係法令および東証ルールで求められる情報だけでなく、株主・投資家の皆さまの判断にとって必要であると考えられる情報については、積極的に情報を開示します。
- ☑ 私は、株主・投資家の皆さまよりお問い合わせをいただいた際は、自社に関心を持っていただいていることに感謝し、誠心誠意対応します。

関連法令など

・会社法
・金融商品取引法
・有価証券上場規程
・コーポレートガバナンス・コード

社内規則

・コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方
・株式取扱規則

5 株主・投資家との関係

5-2. 公正な情報開示

・SHIONOGI は、公正かつ適時、適正に情報を開示しなければなりません。

・SHIONOGI は、株主および投資家に対して、必要な企業情報を不合理に隠蔽したり、特定の者だけに開示したりしてはなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、開示情報を作成する際には、適正な情報となるよう努め、不合理に隠蔽したり致しません。
- ☑ 私は、社内外の機密情報を不必要に開示しません。

関連法令など

・会社法
・金融商品取引法
・有価証券上場規程
・コーポレートガバナンス・コード

社内規則

・ディスクロージャーポリシー
・インサイダー取引防止規則

5 株主・投資家との関係

5-3. 利益供与

・SHIONOGI は、会社法に定められた株主への利益供与禁止に関する規定を遵守しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、業務で入手した社内外の情報の価値と重要性を十分に認識し、第三者へ意図的な便宜のみならず、偶発的な漏洩にも注意し、利益供与を行いません。
- ☑ 私は、商取引、ビジネス契約に影響をおよぼす金品の授受や接待は一切受けません。
- ☑ 私は、コーポレートガバナンス・コードの考え方に基づき、株主や投資家との会話を尊重し、利益供与による問題解決を図りません。

関連法令など

・会社法
・刑法
・金融商品取引法

社内規則

・就業規則

6 SHIONOGIの資産

6. SHIONOGI の資産

1. 会社財産

2. 会計記録と財務報告

3. 情報資産

a. 知的財産権

b. 秘密情報

c. 個人情報

d. インサイダー取引規制

6 SHIONOGIの資産

6-1. 会社財産

・私は、業務に必要なヒト・モノ・カネおよび情報は、ステークホルダーからお預かりしている資産であることを深く理解し、それらの資産の価値向上に努めなければなりません。

・SHIONOGI は、会社の金銭・備品・消耗品・設備・機器・建物などが会社の財産であることを強く認識し、不正な利用をしてはなりません。

・SHIONOGI は、会社から貸与されている情報機器や車両などが会社の財産であることを強く認識し、関係法令および社内外のルールに従い、適切に管理し、取り扱わなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、業務に必要なヒト・モノ・カネおよび情報は、“会社から信じて預けて頂いたもの”であることをしっかり胸に刻み、適切に取り扱います。
- ☑ 私は、会社財産を適切に活用し、新たな価値をもたらします。
- ☑ 私は、会社の資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を私的目的で利用しません。
- ☑ 私は、会社内の情報および技術などの無形財産を外部へ漏洩させません。
- ☑ 私は、自分自身を会社人材と捉え、会社の将来および現在のために仲間と共に成長します。

関連法令など

・刑法
・会社法

社内規則

・就業規則
・シオノギ・コード・オブ・プラクティス

6 SHIONOGIの資産

6-2. 会計記録と財務報告

・SHIONOGI は、一般に公正・妥当と認められる会計原則・会計基準を含む会社法、金融商品取引法などの関係法令および社内外のルールを遵守し、事業活動の正確な会計記録を作成・保管しなければなりません。

・SHIONOGI は、有価証券報告書などについて、関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に準備、作成、提出、保管しなければなりません。

・SHIONOGI は、財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、適正な開示を行わなければなりません。

・SHIONOGI は、納税義務を常に認識し、税法を遵守して正しい経理処理を行わなければなりません。

私たちの決意

☑ 私は、社内外のルールを意識し、適切な業務フローに基づき、取引内容や根拠をきちんと確認し正確な経理処理を行います。

☑ 私は、開示する財務報告が正確かつ適正に作成されるために、財務報告に係る業務プロセスの改善に努めます。

☑ 私は、不正に繋がる行為を許さない姿勢を貫きます。

関連法令など

・商法
・会社法
・金融商品取引法
・各種税法

社内規則

・ディスクロージャーポリシー
・SHIONOGI グループ税務ポリシー

6 SHIONOGIの資産

6-3. 情報資産

・SHIONOGI は、情報をヒト・モノ・カネに続き、それらに等しく重要な、会社が所有する第四の資産であると考えます。

・SHIONOGI は、SHIONOGI が所有する情報資産がステークホルダーに対する価値を生み出すものであることを認識しなければなりません。

・SHIONOGI は、情報の保有に生じるリスクとコストについても正しく認識し、役目を果たした情報資産を適正に廃棄しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、SHIONOGI の情報資産の重要性を認識し、秘密情報である可能性を常に考慮して、不正利用や漏洩に繋がらないよう、社内外での管理に注意を払います。
- ☑ 私は、秘密情報の提供にあたっては、提供先・提供方法の適切性をよく考え、情報の重要性を常に意識して行動します。
- ☑ 私は、業務上知り得た情報を業務外利用せず、許可なく USB メモリなどを使用したデータのコピーや移動を行いません。
- ☑ 私は、SHIONOGI が保有する情報を第三者に提供する場合には、提供の必要性を吟味するとともに、事前に秘密保持契約を締結するなど、適切な措置を取ります。
- ☑ 私は、PC を含めた情報機器の取り扱いおよび紛失に十分気を付け、持ち歩く時は、常に情報機器を持っていることを意識し、置き忘れや盗難に遭わないよう注意します。

関連法令など

・刑法
・会社法
・不正競争防止法

社内規則

・就業規則
・SHIONOGI グループ情報管理ポリシー

6 SHIONOGIの資産

6-3. a. 知的財産権

・SHIONOGI は、知的財産権および著作権が重要な会社財産であることを強く認識し、関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に保護、活用、取扱わなければなりません。

・SHIONOGI は、第三者の知的財産権および著作権を自社のものと同様に尊重し、無断で利用、複製、改変するなど侵害する行為を行ってはなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、事業活動で得られた技術または営業情報の重要性を認識し、関係法令および社内外のルールに基づき、会社の財産を適正に取り扱います。
- ☑ 私は、SHIONOGI グループ知的財産ポリシーに則り、SHIONOGI の企業価値向上のため適切に知的財産権を取得すると共に、企業価値を損なわないよう取得した権利を適切に管理します。
- ☑ 私は、第三者が保有する知的財産権や特許、著作権の侵害が起こらないよう、事前の調査を徹底します。

関連法令など

・特許法
・意匠法
・著作権法
・不正競争防止法

社内規則

・SHIONOGI グループ知的財産ポリシー
・生データ等の保存・廃棄に関する規則

6 SHIONOGIの資産

6-3. b. 秘密情報

・SHIONOGI は、各事業活動において一般に知られていない有用な技術情報または営業情報の重要性を認識し、書面・電子状態に関わらず、関係法令および社内外のルールを遵守し、適正に管理し、取り扱わなくてはなりません。

・SHIONOGI は、他社の秘密情報を自社のものと同様に尊重し、不正に入手、利用せず、漏えいしないよう厳重に管理し、取扱わなくてはなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、常に秘密情報に接していることを自覚し、知識のアップデートを継続することで、その秘密情報の持つ意味合いを正しく理解します。
- ☑ 私は、自社および顧客や協業企業から入手した情報の価値と重要性を十分に認識し、適正な管理によって決して漏洩させません。
- ☑ 私は、社外とのやり取りにおいて、秘密保持契約締結、ファイルのパスワード設定をし、セキュリティに配慮します。
- ☑ 私は、会社より貸与された PC やスマホの公共の場での使用にあたり、漏洩リスクがあることを認識し、秘密情報が見えたり聞こえたりすることの無いよう細心の注意を払います。

関連法令など

・刑法
・不正競争防止法

社内規則

・SHIONOGI グループ情報管理ポリシー
・就業規則

6 SHIONOGIの資産

6-3. c. 個人情報

- SHIONOGI は、人格尊重の理念の下、関係法令および社内外のルールを遵守し、個人情報を適正に管理、取扱わなければなりません。
- SHIONOGI は、SHIONOGI の人々の個人情報を厳正に管理、取扱うとともに、本人の承諾を得た範囲内または社外ホームページで公表している利用目的の範囲内において、業務上必要とされる関係者にのみ開示し、利用しなければなりません。
- SHIONOGI は、取引先や医療機関など社外から入手した個人情報を厳正に管理、取扱うとともに、本人の承諾を得た範囲内または社外ホームページなどで公表している利用目的の範囲内において、業務上必要とされる関係者のみに開示し、利用しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、個人情報の重要性を理解し、SHIONOGI の公表する「個人情報の取り扱いについて」および海外を含めた関係法令に従い、SHIONOGI の保有する個人情報を適正に取り扱います。
- ☑ 私は、業務上入手した個人情報を厳正に管理し、取り扱うとともに、不要になった個人情報は復元できない形で適切に廃棄します。
- ☑ 私は、必要なデータを積極的に取得する際には、個人情報の利用目的が人権を侵害していないこと、ならびに社会倫理的に受容されるものであることを確認します。
- ☑ 私は、個人情報の不適切な取り扱いが個人の安全などを脅かすことを十分理解し、定期的に規則を見直すことによって、適切な行いがなされているかの確認に努めます。
- ☑ 私は、従業員の個人情報については、利用目的を明確にした上で厳正に管理、取り扱い、業務上必要とされる関係者のみに開示し、利用します。

関連法令など

- 個人情報保護法
- マイナンバー法
- GDPR

社内規則

- プライバシーポリシー
- 個人情報保護規則・同委員会運営規則
- 就業規則

6 SHIONOGIの資産

6-3. d. インサイダー取引規制

・SHIONOGI は、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制などの関係法令および社内外のルールを遵守しなければなりません。

・SHIONOGI は、自社、グループ会社または取引先などの株価などに影響を与えうる未公開の情報を、職務を通じて知った場合は、その事実が法に定める手続きを経て公表される前に、法人・個人を問わずその会社の特定有価証券などの取引を行ってはなりません。

・SHIONOGI は、金融商品取引法に定める役員による自社株式などの取引に関する規定を遵守しなければなりません。

私たちの決意

- ☑ 私は、たとえ家族であっても、株価に影響を与えるような社内情報を社外の人に話しません。
- ☑ 私は、業務を通じて知った如何なる情報についても、それを活用してインサイダー取引につながるような商取引は行いません。
- ☑ 私は、業務上知り得た情報の管理を徹底し、未公開の情報を公表したと疑いをかけられないように心がけます（“李下に冠を正さず”の心構え）。
- ☑ 私は、「金融商品取引法」、「金融商品取引法施行令」、「有価証券の取引」など、インサイダー取引に関する法規制および社内ルールについて、常に最新の情報を把握するように努めます。

関連法令など

・刑法
・会社法
・金融商品取引法
・有価証券上場規程

社内規則

・インサイダー取引防止規則

7 違反への対処

7 違反への対処

懲罰

万一、コンプライアンス違反があった場合には、就業規則等に基づいて必要な懲罰がなされます。
なお、懲戒に関する規程は SHIONOGI 国内グループ会社で同じ内容となっています。

【参考】就業規則第 140 条～第 144 条

（補足）関係法令などの正式名称

関係法令等の正式名称

略称	正式名称
道交法	道路交通法
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
憲法	日本国憲法
SDGs	Sustainable Development Goals
薬機法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
独占禁止法、独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法
暴対法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
女性差別撤廃条約	女性（女子）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
子どもの権利条約	児童の権利に関する条約
労基法	労働基準法
労安衛法	労働安全衛生法
労働者派遣法、派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
カルタヘナ法	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
ヒトクローン技術規制法	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律
放射線障害防止法	放射性同位元素等の規制に関する法律
外来生物法	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
動物愛護法	動物の愛護及び管理に関する法律
化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
GDPガイドライン	医薬品の適正流通基準（GDP）ガイドライン
下請法	下請代金支払遅延等防止法
外為法	外国為替及び外国貿易法
金商法	金融商品取引法
マイナンバー法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
GDPR	EU 一般データ保護規則

SHIONOGI コンプライアンス ハンドブック

2002年 7月1日　初版発行
2004年10月1日　第2版発行
2009年 4月1日　第3版発行
2013年 4月1日　第4版発行
2018年 6月1日　第5版発行
2021年 3月31日　第6版発行

編集・発行　塩野義製薬株式会社
©2018 Shionogi & Co., Ltd.［無断転載を禁ず］